●計画項目（案）　対比表

佐世保市人権教育・啓発基本計画　改訂版	佐世保市人権教育・啓発基本計画（第二次）（案）
はじめに（市長）	はじめに（市長）
第1章　基本的な考え方	第1章　基本的な考え方
1　基本計画の概要	1　基本計画の概要
（1）計画策定の趣旨	（1）計画策定の趣旨
（2）計画の期間	（2）計画の性格
	（3）計画の期間
2　基本計画策定の背景	2　基本計画策定の背景
（1）国際社会での取組	（1）国際社会での取組
（2）国内での取組	（2）国内での取組
（3）長崎県での取組	（3）長崎県での取組
（4）佐世保市での取組	（4）佐世保市での取組
3　基本計画の目標と基本方針	3　基本計画の目標と基本方針
（1）基本理念	（1）基本理念
（2）目標	（2）目標
第2章　人権問題の現状と施策の方向	第2章　主な人権課題の現状と施策の方向
1　女性に関する問題	1　女性
2　子どもに関する問題	2　こども
3　高齢者に関する問題	3　高齢者
4　障がい者に関する問題	4　障がい者
5　同和問題	5　部落差別（同和問題）
6　外国人に関する問題	6　外国人
7　感染症対策（HIV感染者等）に関する問題	7　感染症の患者・元患者およびその家族
8　原爆被爆者に関する問題	8　犯罪被害者及びその家族
9　犯罪被害者等に関する問題	9　性的マイノリティの人々
10　インターネットによる人権侵害に関する問題	10　インターネットによる人権侵害
11　北朝鮮当局による拉致問題等	11　その他
12　その他の人権問題	（1）刑を終えて出所した人及びその家族
（1）刑を終えて出所した人	（2）原爆被爆者
（2）ホームレス	（3）アイヌの人々
（3）アイヌの人々	（4）本邦外出身者に対する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）
（4）性的少数者	（5）北朝鮮当局によって拉致された被害者等
	（6）その他
第3章　人権教育・啓発の推進	第3章　人権教育・啓発の推進
1　あらゆる場における人権教育・啓発	1　あらゆる場における人権教育・啓発
（1）学校等	（1）学校等
（2）家庭、地域社会	（2）家庭、地域社会
（3）企業、団体等	（3）企業、団体等
（4）その他	（4）その他
2　特定職業従事者に対する人権教育・啓発	2　特定職業従事者に対する人権教育・啓発
（1）市職員	（1）市職員
（2）教職員	（2）教職員
（3）消防職員等	（3）消防職員等
（4）医療関係者	（4）医療関係者
（5）福祉・保健関係者	（5）福祉・保健関係者
（6）マスメディア関係者	（6）マスメディア関係者
第4章　計画の推進	第4章　計画の推進
1　人権教育・啓発の効果的な推進	1　人権教育・啓発の効果的な推進
（1）人材の育成	（1）人材の育成
（2）効果的な手法の検討	（2）効果的な手法の検討
（3）相談体制の充実	（3）相談体制の充実
2　推進体制	2　推進体制
（1）本市の推進体制	（1）本市の推進体制
（2）国、長崎県等との連携	（2）国、長崎県等との連携
3　計画の周知	3　計画の周知
4　計画の評価と公表	4　計画の評価と公表

●計画項目　対比表　≪　参考　≫

【国】　人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）	【県】　長崎県人権教育・啓発基本計画　第３次改定版
第1章 はじめに 第2章 第一次計画策定後の社会経済情勢の変化と国際的潮流の動向 １ 人権をめぐる社会経済情勢の変化 （1）国際化 （2）情報化 （3）少子高齢化 （4）我が国における人権意識の変化 ２ 国際的潮流の動向 （1）人権教育のための世界計画等 （2）「ビジネスと人権」に関する国際的な要請の高まり （3）いわゆる「複合差別」の観点 第3章 人権教育・啓発の意義・目的 １ 人権尊重の理念 ２ 人権教育の意義・目的 ３ 人権啓発の意義・目的 第4章 人権教育・啓発の基本的在り方 １ 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供 ２ 発達段階等を踏まえた効果的な方法 ３ 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保 第5章 人権教育・啓発の推進方策 １ 人権一般の普遍的な視点からの取組 （1）人権教育 （2）人権啓発 ２ 各人権課題に対する取組 （1）課題横断的な人権課題に対する取組（インターネット上の人権侵害） （2）各人権課題に対する取組 ア 女性 イ こども ウ 高齢者 エ 障害者 オ 部落差別（同和問題） カ アイヌの人々 キ 外国人 ク 本邦外出身者に対する不当な差別的言動 ケ 感染症の患者等 コ ハンセン病患者・元患者及びその家族 サ 刑を終えて出所した人及びその家族 シ 犯罪被害者及びその家族 ス 北朝鮮当局によって拉致された被害者等 セ 性的マイノリティの人々 ソ その他 ３ 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等 ４ 総合的かつ効果的な推進体制等 （1）実施主体の強化及び周知度の向上 （2）実施主体間の連携 （3）担当者の育成 （4）文献・資料等の整備・充実 （5）内容・手法に関する調査・研究 （6）（公財）人権教育啓発推進センターの充実 （7）マスメディアの活用等 （8）インターネット等 IT 関連技術の活用 第6章 計画の推進 １ 推進体制 ２ 地方公共団体等との連携・協力 ３ 計画のフォローアップ及び見直し	はじめに 第Ⅰ章 基本的な考え方 １ 計画策定の趣旨 ２ 基本計画の性格 第Ⅱ章 人権尊重をめぐる取組 １ 国際社会（国連）での取組 ２ 国内での取組 ３ 長崎県での取組 第Ⅲ章 計画の目標と基本方針 １ 計画の目標「温もりと心の豊かさが実感できる人権尊重社会の実現」 ２ 基本方針 第Ⅳ章 人権教育・啓発の推進 １ あらゆる場における教育・啓発 (1)学校等における人権教育 (2)家庭、地域社会における人権教育・啓発 (3)企業、団体等における人権教育・啓発 (4)総合的かつ効果的な人権教育・啓発に向けた取組 ２ 特定職業従事者に対する人権研修の推進 (1)公務員に対する人権研修 (2)教職員に対する人権研修 (3)警察官に対する人権研修 (4)消防職員に対する人権研修 (5)医療関係者に対する人権研修 (6)福祉保健関係者に対する人権研修 (7)マスメディア関係者に対する人権研修 ３ 推進環境の整備 (1)ネットワークの構築 (2)人材の育成 (3)学習プログラムと教材の開発と活用 (4)情報提供システムの充実 (5)市町の実態に応じた教育・啓発の推進 ４ 相談・支援体制の整備 (1)相談機能の整備・充実 (2)教育・研修や交流・連携活動等の支援 第Ⅴ章 重要課題別の施策の推進 １ 女性の人権 ２ 子どもの人権 ３ 高齢者の人権 ４ 障害のある人の人権 ５ 部落差別（同和問題） ６ 外国人の人権 ７ HIV 感染者・ハンセン病回復者等の人権 〔1〕HIV 感染者等 〔2〕ハンセン病回復者等 〔3〕新型コロナウイルス感染症患者等 ８ 犯罪被害者等の人権 ９ インターネットによる人権侵害 10 性的少数者の人権 11 その他の人権問題 (1)原爆被爆者に関する問題 (2)災害時における人権尊重 (3)その他の問題（アイヌ、刑を終えて出所、北朝鮮拉致問題） 第Ⅵ章 計画の推進体制 １ 県の推進体制 ２ 国、市町との連携 ３ 企業・団体、NPO 等との連携 ４ 計画の目標年度

●計画項目　対比表　≪　参考　≫